

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(協会主催の講師謝金)

第1条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く理事、監事並びに評議員(以下「役員等」という。)が、本協会の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合(以下「講演会等」という。)の講師を務めたときは、理事長は1回につき3万円を限度として講師謝金を支払うことができる。

(共催の講師謝金)

第2条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く役員等が、本協会が他と共催する講演会等の講師を務め、共催先から講師派遣料を収受したときは、理事長は下記各号による謝金を支払うこととする。

- (1) 常勤理事 収受した講師派遣料の70%
- (2) 常勤理事以外の役員等 収受した講師派遣料の80%

(その他の講演会の講師謝金)

第3条 役員等が他の依頼による講演会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を収受したときは、理事長は下記各号による謝金を支払うこととする。

- (1) 常勤理事 収受した講師派遣料の70%
ただし、代表理事及び執行理事の場合は、収受した講師派遣料の50%とする。
- (2) 常勤理事以外の役員等 収受した講師派遣料の80%

(原稿執筆謝金)

第4条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く役員等が、本協会の発行する月刊誌又は書籍に執筆したときは、理事長は第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を支払うことができる。

(改正)

第5条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成20年11月17日理事会議決)